

●横断的分野の推進方針

リスクコミュニケーション分野

- 自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携、協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。
 - ・ 自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実（再掲）
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、町民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する。
- 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する。
- 職員の防災に対する意識向上を図るため、災害対策本部を模した図上訓練を行い、災害時に何をすべきか意識の改革を行う。また、BCPや職員初動マニュアルの見直しを行い、災害に立ち向かえるような職員の育成を図る。
 - ・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）
 - ・ 要保護児童のリスク管理の実施（マニュアルの整備）（再掲）
 - ・ 事前復興計画の策定（再掲）
 - ・ 職員図上訓練の実施（再掲）

人材育成分野

- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。
 - ・ 防災士登録者数（再掲） 57人（H30）→ 65人（R4）
 - ・ 自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実（再掲）
毎年度実施（H30）→ 毎年度実施（R4）

○ 多様な人材の確保による消防団活動の裾野を広げるため、学生、女性及び消防団の加入を促進する。

・新規消防団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲）

613人（うち女性班17人）（H30）→620人（うち女性班20人）（R5）

○ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する。また、DMAT等の計画的養成をはじめ、災害医療に携わる人材養成及び体制整備に取り組む。

・新規消防団員（女性班含む）の加入促進及び訓練の実施（再掲）

613人（うち女性班17人）（H30）→620人（うち女性班20人）（R5）

・県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲）

毎年度参加（H30）→毎年度参加（R4）

○ 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。

○ 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県と連携し、職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

・徳島県災害マネジメント総括支援員研修への参加（再掲）

参加（H31）→参加（R4）

・職員図上訓練の実施（再掲）

1回目実施（H31）→毎年度実施（R3）

○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

・住家被害認定調査職員登録者数（再掲） 2人（H30）→25人以上（R4）

・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（再掲） 6人（H30）→20人以上（R4）

・被災宅地危険度判定士の確保人数（再掲） 12人（H30）→20人以上（R4）

○ 集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべり防止施設・治山施設等を整備するとともに、危険箇所の調査点検を推進するための人材を確保する。

官民連携分野

○ 自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び災害時要援護者をはじめとする、あらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。

・ 自主防災会避難訓練の実施、資機材の充実（再掲）

毎年度実施（H30）→ 毎年度実施（R4）

・ 県総合防災訓練参加、図上訓練の実施（再掲）

毎年度参加（H30）→ 毎年度参加（R4）

○ 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要。同時に、被災地の地域特性に応じた支援とするには、被災自治体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要。更に、被災自治体が設置する災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制を検討。

○ 本県は自然エネルギーの宝庫であり、民間事業者が設置する自然エネルギー発電施設を誘致して地域振興や産業の創出につなげていく必要がある。

○ 災害時に必要となる燃料の確保対策として、町内のガソリンスタンド等と協議し、優先的な供給体制を図るとともに、ガソリンスタンド不在地区においては、簡易サービスステーションを検討し、燃料の安定供給を図る。

・ 簡易サービスステーションの整備（再掲） 0か所（H30）→ 1か所（R3）

長寿命化対策分野

○ 「既存ストックの積極的な有効活用」を通じて、「予防保全型」の「継ぎ目ないメンテナンスサイクル」を基礎とする「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行し、「県土強靱化」に資するとともに「町民の安全安心の確保」を図る。

・ 学校施設の耐震化率（再掲） 100%（H30）→ 100%（R4）

・ 社会福祉施設等耐震化促進（再掲） 0か所（H30）→ 1か所（R3）

・ 公共施設・集会所等耐震化促進（再掲） 0事業（H30）→ 6事業（R4）

・ 公共施設の耐震化率（再掲） 75.8%（H30）→ 80.0%（R4）

・ 公共施設等解体撤去促進（再掲） 0施設（H30）→ 3施設（R4）

・ 水道施設耐震化・長寿命化 未着手（H30）→ 調査設計（R4）

・ 農業集落排水、林業集落排水施設の耐震化、長寿命化（再掲）
未着手（H30）→ 調査設計（R4）

・ 公共施設（指定避難所）のトイレ設備様式化（再掲）

35.35%（H30）→ 50.0%（R4）

- ・工業用水の確保及び設備の耐震化、長寿命化（再掲）

調査中（H30）→ 事業の実施（R4）

- 交通施設については、電柱等が、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。また、橋梁、トンネル等の耐震化、長寿命化を進め、日々の点検を行い、不備がある場合は早めの修繕を行う。

- ・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備（再掲 ※詳細前述のとおり）
- ・町道（改良工事、舗装工事）（再掲 ※詳細前述のとおり）

- 計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁を挙げた推進体制を構築する。

- 災害時に本庁・支所間、孤立地域、県や関係機関への通信体制を維持できるよう、平常時から通信訓練、維持管理、機器の更新等を行い、大規模災害時においても通信が可能となるよう整備する。

- ・アナログ移動系無線通信機器整備（再掲）

協議中（H30）→ スプリアス対応完了（R4）

- ・那賀町減災コミュニケーションシステム設備更新

（屋外子局、タブレット端末、バッテリー等）（再掲）

完成（H30）運用中→ 随時更新（R4）

- ・ケーブルテレビ通信網の強靱化（再掲）

FTTH 2,993世帯（H30）76%→3,700世帯（R4）95%

研究開発分野

※ 記載事項なし

過疎対策分野

- 医師の地域偏在、診療科偏在が問題となる中、医師の過疎地域における勤務に対する優遇措置等が不十分であるため、過疎地域の医師不足が深刻化しており、過疎地域における医療の維持・充実を図るため、予算面や制度面での一層の配慮を行う。

- 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が多数存在していることから、災害に強い通信手段を確保するために、衛星携帯電話だけでなく、デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う。

- ・孤立集落への衛星携帯電話等の配備（再掲） 8機（H30）→ 15機（R4）

- ・アナログ移動系無線通信機器整備（再掲）

協議中（H30）→ スプリアス対応完了（R4）

- ・発電機器の整備（ガス発電機、太陽光パネル自立型、発電機能付き自動車等）
（再掲） 0台（H30）→ 10台（R4）

○ 人口の減少と高齢化が進んで「限界集落」が増加しており、「限界集落」の再生を図っていくには、継続的な地域経済の循環を実現するとともに、多様な主体によるハード・ソフト両面からの幅広い対策が実施できる支援制度の継続と予算の充実を図る。

- ・緊急輸送道路に接続する町道等の橋梁や設置物の点検整備（再掲 ※詳細前述のとおり）
- ・迂回路としての農林道の整備（再掲 ※詳細前述のとおり）
- ・森林の荒廃抑制、適正管理（再掲 ※詳細前述のとおり）
- ・ヘリポートの整備（再掲） 調査設計（H30）→ 1施設（R4）
- ・避難所物資の整備（簡易ベッド、毛布等寝具）
簡易ベッド 3台（H30）→ 80台（R4）
毛布 879枚（H30）→ 1,000枚（R4）

V 施策の重点化

39のプログラムについては、那賀町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態		
① 人命の大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生	
② 徳島県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生	
③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ	
		④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-5	食料等の安定供給の停滞
④ 迅速な復旧・復興を可能にする	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	⑦ 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃	
	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

VI 計画の推進と進捗管理

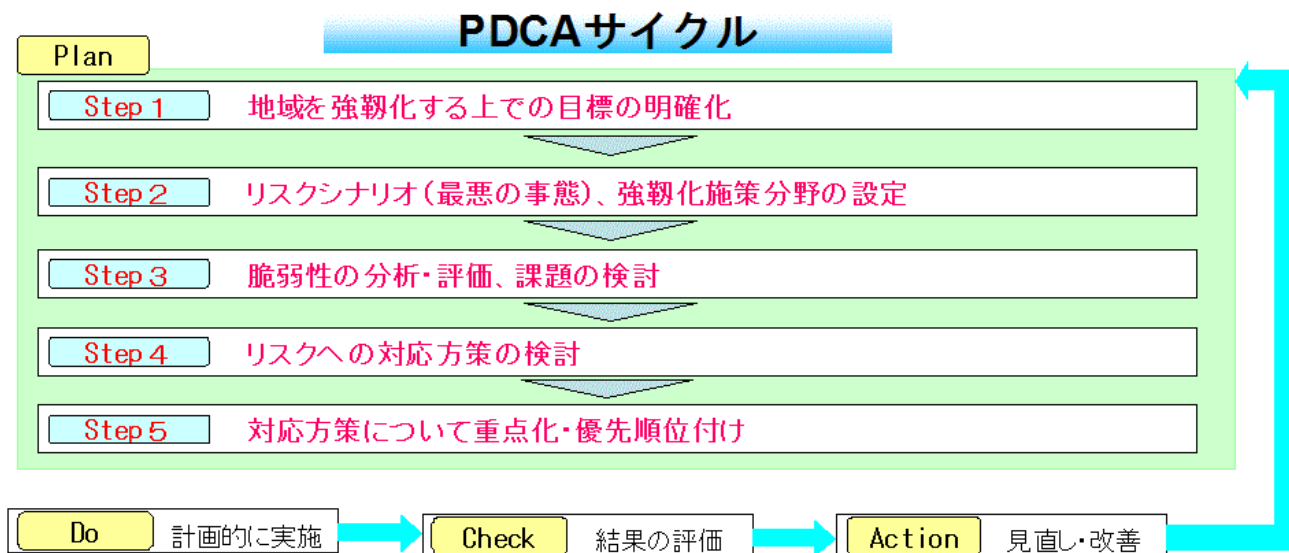
1 推進体制と推進エンジン

計画の推進については、国、県、町、民間事業者、NPO団体、町民等の叡智を結集し、本町の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による県土の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」の様相

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊するとともに、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒した。これらによって多くの死傷者が発生した。</p>	
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災が発生した。また、倒壊した建物などによる道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。</p>	
1-4	突発的、広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等に伴って、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防からの越水又は決壊による浸水被害が発生した。</p>	
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多数の住民が犠牲となった。また、年間降雪量は少ないものの、近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落において、死者が発生した。</p>	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>南海トラフ地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。本州四国連絡道路など高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、県内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、港湾についても、航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県等から被災直後より供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため、物資の供給が長期停止した。</p> <p>さらに、地震に伴い、四国内の各発電所の多くが、揺れや、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。</p>	
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨、豪雪等により交通網が寸断され、また、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁の落橋、道路への倒木等</p>	

により、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送は、ヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

南海トラフ地震が発生し、沿岸部に近い自衛隊、警察、消防、海保等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

南海トラフ地震によって、鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、自宅に帰ることの出来ない人が、勤務先や駅及び緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

臨海部にある火力発電所が、南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、県下への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。

南海トラフ地震による揺れ、津波により、東部・沿岸区域にある医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至る。被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。

2-6 被災地におけ感染症等の大規模発生

寒さの厳しい時期に、南海トラフ地震が発生。地震・津波により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。また、医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活している中、断水や、手指消毒剤・マスク等衛生用品の不足から、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

南海トラフ地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態（人工呼吸器、人工透析等）が起こり、多数の死者が発生する。また、避難所における劣悪なトイレ環境により、トイレを敬遠した避難者が、水分摂取を控えたため、エコノミークラス症候群により死亡した。さらに、長期に渡る避難所や仮設住宅の生活により、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはストレス関連障害等による自殺者が発生する。

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

南海トラフ地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。また、警察

<p>も地震や津波で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的にあたったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。</p> <p>また、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。</p>	
3-2	<p>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ</p> <p>南海トラフ地震による強い揺れと津波により、町職員をはじめとする行政職員に多くの死傷者が出る。また、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶する。さらに、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となり、行政機能が機能不全となった。</p> <p>また、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。</p>

4-1	<p>防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> <p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする地震等により、四国内の各発電所や変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥る。また、送電設備、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により復旧や輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、町民生活や経済活動に大きな影響が出る。</p>
4-2	<p>テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震により、テレビやラジオ局の損壊とともに、長期にわたり、電力供給が停止する事態が発生する。また、津波の影響を受けたところでは、機器が浸水のため使用不能となる。このため、町民に重要な情報が届かない事態が発生する。</p>
4-3	<p>災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p> <p>南海トラフ地震が発生し、県下全域が震度6弱以上の強い揺れに見舞われたことによる通信手段の断絶や、超大型台風襲来時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れる。また、南海トラフ沿いで東側を中心とする半割れが発生し、臨時情報が発表されたが、防災対応を運用する体制が整っていないため、時間差で発生した後発地震により多数の死傷者が発生した。</p>

5-1	<p>サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下</p> <p>南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、町内企業の生産力が大きく低下した。</p>
5-2	<p>エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> <p>南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により、四国内の各発電所の多くが、大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。</p>

5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
南海トラフ地震による揺れにより、町内の高圧ガス等の設備が損壊し火災が発生。消防団等では対応が不十分で延焼が起きる。	
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震により、建物の倒壊や津波による被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。また、甚大な道路の損壊により、郵便事業も長期に停止される。	
5-5	食料等の安定供給の停滞
南海トラフ地震発生後、広範囲にわたる道路の通行止めや港湾施設の被災により、県内外からの食料等物資の供給が停滞する。更には、基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞り、農業生産ができない事態が発生する。	
5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
南海トラフ地震による強い揺れにより、町内の至る所で農・工業用水道の配管が破断し、被害が拡大する。このため、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、町民の生活や農工業に大きなダメージを与える。	

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
南海トラフ地震の揺れや津波等により、火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。また、石油・LPガスのタンクも海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、町内の至る所で上水道の配管が破断し、被害が拡大する。また、大型台風等の集中豪雨、河川氾濫及び土砂災害により取水施設や浄水施設、管路などが破損する。このため、上水道が長期にわたり供給停止となり、町民の生活に大きなダメージを与えた。	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
南海トラフ地震の揺れにより、農業集落排水施設、林業集落排水施設の処理施設、下水管が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥る。	
6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により交通網が断絶した。また、南海トラフ地震による揺れは、広域に震度6弱以上の震度となるため、陸上交通は、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼす。四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立する。海上交通も、揺れや液状化、津波の襲来により、港湾施設が長期使用不能となり、フェリーの運休や貨物船等の入出港の規制が長期化する。また、空路も同様に、滑走路の使用が出来ない状況が発生する。	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
南海トラフ地震や集中豪雨に伴い発生した深層崩壊などにより、堤防や砂防ダムが決壊したことで、周辺の集落に甚大な被害が発生した。また、速やかな復旧が行われず、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期間にわたり継続した。	

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生する。水利の確保が難しいことから、消火ができず、多くの犠牲者が発生する。
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	南海トラフ地震の揺れにより、沿線や沿道の建物やブロック塀が倒壊し、人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生する。特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生する。
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	南海トラフ地震や直下型地震、大型台風により大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調節機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発する。また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流は下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大する。豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、越流により堤体が破壊、また、直下型地震などにより決壊することで下流に多くの被害が発生する。
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
	大規模な地震の発生による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊する。有害化学物質が周辺土壌や河川に流出し健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。更に、当該有害化学物質による農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じる。
7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
	南海トラフ等の地震や台風、集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃する。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こす。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じている状態を放置すれば、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。また、農地・農業用施設が被災することで営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕する。
8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊等により、大量の災害ごみが発生。廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生ずる。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化する。更に、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れる。
8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	南海トラフ地震・津波により、特に沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れる。 警察官等の人的不足による治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、地域住民の合意形成が進まず、復興作業が大幅に遅れる。

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震の揺れにより、河川堤防が損壊。台風や集中豪雨による浸水に襲われ被害が拡大するなど復旧復興が大幅に遅れた。
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
	南海トラフ地震により、地域コミュニティの復興に支障が生じた。
8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震、大規模洪水や土砂災害によりあらゆる基幹インフラが損壊する。また、巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧や発災前からの課題であった基幹インフラの整備が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	南海トラフ地震の発生に伴う揺れにより住宅が著しく損壊し、応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する。 また、事前に選定していた民有地の所有者等の特定に多大な時間を要し、応急仮設住宅等の建設が遅れ、被災からの復興まちづくりが大幅に遅れる。
8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響
	南海トラフ地震が発生し、県内の多くの企業が被災する。また、壊滅的な被害を免れた企業においても業務継続計画の策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。